



お知らせ



献血推進に協力いただいた方に感謝状を贈呈しています！

栃木県では献血の推進に積極的に協力し、県民の模範となるべき功労のあった職域、地域、学校等の団体や個人に対して、献血推進協議会会長（栃木県知事）の感謝状を贈呈しています。

【選考基準】

感謝状の贈呈は、次に該当する個人又は団体について行います。

ただし、過去において献血運動に関し厚生労働大臣並びに知事の表彰又は感謝状の贈呈を受けた個人又は団体で2年を経過しないもの、及び本協議会長感謝状を受けて3年を経過しないものは除くこととしますが、(1)の個人についてはこの限りではありません。

- (1) 前年度末までにおける献血実績が、50回または100回に達した個人。
- (2) 活動歴が3年以上で、次に掲げる要件のいずれかに該当する団体。
 - ア 前年度における献血実績が、150人を超えるもの。
 - イ 献血実績が、3年間にわたり300人を超えるもの。
 - ウ 前年度における総献血実績が50人以上であり、かつ成分献血と400ml献血の実績が、総献血実績の60%以上であるもの。
 - エ その他選考委員会で上記に準ずると認められるもの。
- (3) 緊急時の輸血用血液の確保のため、積極的に献血協力を行い、他の模範となるべき功績があると認められる個人又は団体。
- (4) 永年に亘り（原則として10年以上）献血事業に協力し、他の模範となるべき功績があると認められる個人又は団体。ただし、過去に本協議会長感謝状を受けて10年を経過しないものは除くこととします。
- (5) 献血組織の育成に尽力し、その功績が特にすぐれた個人又は団体で、活動歴が5年以上の個人又は団体。
- (6) 献血者の受入体制の整備に積極的に協力し、他の模範となるべき功績があると認められる個人又は団体。
- (7) 献血思想普及のための広報活動等を積極的に行い、他の模範となるべき功績があると認められる個人又は団体で、活動歴が5年以上もの。
- (8) その他献血運動の推進に貢献し、その功績が特にすぐれた個人又は団体。



最終改正：平成16年10月

いつでも患者さんに血液をお届けできるよう、
定期的な献血のご協力をお願いします。

